

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成22年神奈川県規則第20号）第4条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努める。

2 法人は、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に努めるとともに、業務運営における公正性及び透明性の確保に努める。

第2章 業務の方法に関する事項

(業務の種類)

第3条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 障害者の地域生活の支援及び障害者支援施設等の運営並びにその附帯業務
- (2) 科学的な福祉の研究及び実践、人材育成並びにその附帯業務
- (3) 前2号に掲げる業務に基づく福祉に関する諸課題に対する取組及びその附帯業務

(施設等の運営の方針)

第4条 法人は、前条に定める施設等の運営に当たっては、利用する者の人権を尊重するとともに、適切な支援が提供されるよう配慮しなければならない。

(施設の利用対象者)

第5条 施設の利用の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、理事長が別に定める者は利用の対象としないことができる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項及び第22条第8項の規定に基づき、市町村から介護給付費等

を支給する旨の決定及び障害福祉サービス受給者証の交付を受け、理事長が別に定める方法により利用の申込みを行った者

(2) 第9条の規定に基づき、地方公共団体等から受託した地域生活支援事業の対象者

(定員)

第6条 施設の定員は、別に理事長が定める。

(研究に関する事項)

第7条 法人は、科学的な福祉の研究等（以下「研究等」という。）を実施する。

2 法人は、研究等の実施に当たっては、必要に応じて外部機関からの資金の活用を図るものとする。

3 法人は、他の者と共同して行う研究等（以下「共同研究」という。）を実施する。

4 法人は、共同研究を行うときは、その相手方と書面により契約を締結するものとする。

5 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 共同研究の目的及び期間

(2) 共同研究の概要

(3) 共同研究に要する経費

(4) 知的財産権の取扱

(5) その他必要な事項

(災害対応)

第8条 法人は、大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難所等としての使用、帰宅困難者の受入、法人の職員の派遣その他の災害対応について、知事又は法人の施設が所在する市町村の長から要請があった場合には、協力するものとする。

2 前項に規定する要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

第3章 業務受託及び委託の基準

(業務の受託)

第9条 法人は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の業務を受託できるものとする。

2 前項の受託は、第3条に掲げる業務の範囲において、その業務に支障のない場合に限り行うものとする。

3 法人は、第1項の定めるところにより、業務を受託しようとするときは、当該業務を委託しようとする者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第10条 前条の業務の受託契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受託業務の名称
- (2) 受託業務の目的
- (3) 受託業務の実施方法
- (4) 受託業務の実施に係る経費
- (5) その他必要な事項

(業務受託料)

第11条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して理事長が定めるものとする。

(業務委託の基準)

第12条 法人は、第3条に掲げる業務の付随的又は補助的な業務で、委託を行う合理的な理由がある場合に、当該業務を履行する能力を有する者に委託することができる。ただし、業務の全部を一括、又は主たる部分を委託することはできない。

(委託契約)

第13条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に書面により業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約において定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委託の名称
- (2) 委託の目的
- (3) 委託の実施方法
- (4) 委託の実施に係る経費
- (5) その他必要な事項

(業務委託料)

第14条 法人は、法人が業務を委託した受託者に対し、必要に応じて委託料を支払うものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(契約の方法)

第 15 条 法人が行う売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

第 5 章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第 16 条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第 17 条 法人は、法人の基本理念を策定するものとする。

2 法人は、全ての役員及び法人に雇用される全ての者の倫理保持を図るための規程及び行動指針を定めなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 18 条 法人は、法第 19 条の 2 第 1 項の規定による役員等の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、設立団体の長の承認によって、賠償責任額から設立団体の長が承認する額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第 19 条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関し所要の規程等を整備するものとし、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 役職員間及び部門間等の連絡調整や情報共有など、幅広く意見交換等を行うための会議の設置

(中期計画等の策定に関する事項)

第 20 条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備

- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備

(中期計画等の評価に関する事項)

第21条 法人は、中期計画等の評価に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- (2) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (3) 自己評価書の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第22条 法人は、内部統制の推進に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 法人における内部統制を推進する組織の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制を推進する組織及び推進責任者間における報告会の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制に関する委員会等への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員等との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制を推進する組織におけるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制に関する研修会の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 反社会的勢力への対応方針等
- (12) 関係各部署の業務手順の作成（標準業務手順、マニュアル整備等）

(リスク評価及び対応に関する事項)

第23条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部統制委員会の設置
- (2) 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等

(7) 事故・災害等の緊急時に関する事項

- ア 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
- イ 事故・災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
- ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報セキュリティ対策に関する事項)

第24条 法人は、情報セキュリティの確保及び情報システムの整備について、次の各号に定めた規程等を整備するものとする。

(1) 情報セキュリティリスクの識別、分析及び評価に関する事項

- ア 保有する情報資産を明らかにし、リスクを評価する手順の整備
- イ 情報資産の機密性に応じたアクセス権限を定めるための手順の整備

(2) 情報システムの整備と利用に関する事項

- ア 法人の情報化を推進し、業務システムを活用した効率的な業務運営
- イ 理事長の指示、法人の目的が確実に全役職員に伝達され、職員から理事長・副理事長・理事・監事に必要な情報が伝達される内部コミュニケーション手段の構築
- ウ 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な手順の整備
- エ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）」に準じた個人情報の適切な管理の実施
- オ 業務変更にともなう情報システムの速やかな改変

(3) 情報セキュリティ緊急事態への対応に関する事項

- ア 情報セキュリティリスク顕在時における対応体制及びマニュアルの整備
- イ 機密情報の漏えい、システム障害などの情報に関する重大な事故及び不法行為などへの対応手順の整備と事業継続計画の策定

(内部監査に関する事項)

第25条 法人は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(法人内外からの通報に関する事項)

第26条 法人は、内部及び外部からの通報に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規定等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

- (2) 通報者の保護
- (3) 通報がコンプライアンスの推進について法人全体を総括する副理事長及び理事長に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札及び契約に関する事項)

第 27 条 法人は、入札及び契約に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第 28 条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第 29 条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

(職員等の人事及び懲戒に関する事項)

第 30 条 法人は、職員等の人事管理について、次の各号に掲げる事項が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事異動
- (2) 同一部署に長期在籍する者の存在把握
- (3) 人事管理方針

2 法人は、職員等の懲戒の基準を示す規程を整備するものとする。

(研究業務の評価及び規程に関する事項)

第 31 条 法人は、研究業務の評価及び研究業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。この場合において、当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 研究評価体制の確立

- (2) 研究予算の配分基準の明確化
- (3) 研究業務における不正防止に関する事項
- (4) 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- (5) 研究費の適正管理
- (6) 経費執行の内部けん制
- (7) 論文ねつ造等研究不正の防止
- (8) 研究成果の管理
- (9) 研究資金の管理状況把握

(説明責任)

第 32 条 法人は、障害者等に対する虐待の防止、その早期発見その他の設立団体の長が必要と認める場合において、設立団体の長への報告若しくは帳簿書類その他の物件の設立団体の長への提出若しくは提示を行い、又は設立団体の長が指定する職員からの質問、当該職員の施設への立入り若しくは設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じるものとする。

2 法人は、前項に定める場合その他法人の組織や運営の状況に関し、積極的に情報を公表するものとする。

第 6 章 雑則

(その他の業務の方法)

第 33 条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

この業務方法書は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。